論点マップ(奈良県の税制に係る課題・検討事項の整理)

県勢の状況

- ・大阪のベッドタウンとして、昭和50年代後半まで社会増が高い水準で推移し、人口が大幅に増加
- ・今後、全国よりも急速に高齢化が進行する見 込み
- ・県外就業率は、約30%で全国一高い。
- 県外消費率は、約16%で全国最上位

県税の状況

- ・歳入の約4割を地方交付税に依存し、県税収入 は、3割未満
- ・個人県民税は、税収の4割強を占めるが、近年 は低下傾向 (一人当たり税収は、全国第8位)
- ・法人2税は、税収の2割未満で、自動車税よりも少ない。(一人当たり税収は、全国最下位)
- ・一世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の一人当たり地方消費税額は 全国最下位

本県税制度のあり方を検討

税源の偏在(格差)是正

- 1 地方法人課税関係 地方法人特別税·讓与税制度
- 2 地方消費税関係 清算基準(現行分、税率引上げ分)



本県の自主的な税制

- 1 課税自主権の活用
- (1)産業廃棄物税(法定外税)

※25年度中に検討

- (2)森林環境税(法定外税、超過課税方式)
- (3)法人県民税法人税割税率の特例 等
- 2 減免・課税免除制度の見直し 自動車税・自動車取得税の身体障害者等 に係る減免

法人県民税均等割の課税免除 等

平成25年3月26日(火) 午後3時30分~ 奈良県庁5階

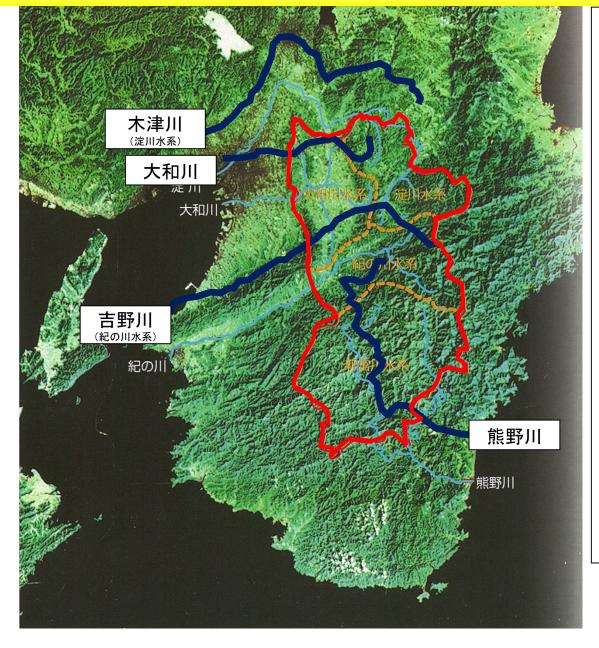
奈良県税制調査会資料



奈良県総務部税務課

<u>1 県勢の状況について</u>	<u>3 税制度のあり方について</u>
(1) 地勢(面積、県土の状況) ··· 3 (2) 人口 ··· 4 奈良県の人口推移 将来推計人口(年齢3区分) 労働力人口と県外就業者数の推移	(1) 税源の偏在(格差)是正 ・・・16 格差について 地方法人課税について 地方消費税の清算基準について
(3) 産業、雇用状況 ・・・ 7 県外就業率(都道府県比較) 県内消費率の推移 (出典:以上、奈良県経済産業雇用振興会議資料)	(2) 本県の自主的な税制 ・・・23 ア 課税自主権の活用 ・・・産業廃棄物税(法定外税)の
県外消費率の都道府県比較 (4) 歳入内訳 ・・・10 都道府県別歳入の内訳	検討・見直し イ 減免・課税免除の適用 ・・・自動車税・自動車取得税の 身体障害者等減免
2 県税の状況について	
(1)税収の動向 ・・・11 税収等推移 県税等決算額の推移 (地方消費税清算後) 個人住民税収と納税義務者数等 の推移 法人事業税決算額の推移	4 その他 奈良県税制調査会の概要 ・・・27 奈良県附属機関に関する条例・規則 ・・・28
(対平成元年度比) (2)税収構造 ・・・15 税収構造の比較等	

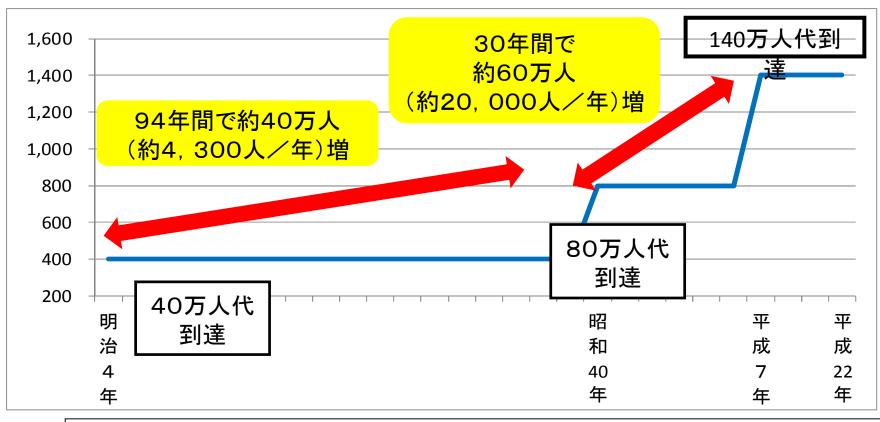
奈良県の地勢



- 〇本県の面積 全国面積の約1% 3,691km²
- 〇県土の8割 山間地帯
- ○可住地面積 851km² 全国最小の47位
- 〇河川 吉野川 熊野川 木津川 大和川

平野部を流れるの は大和川のみ。

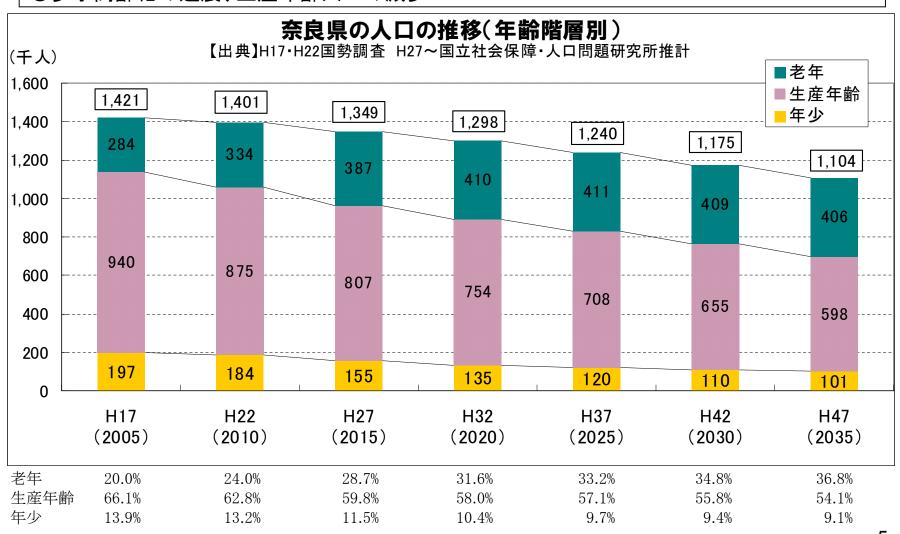
奈良県の人口推移



	全国	
人口 約3,400万人	約9,800万人	約13,000万人
	 対全国比	
約1. 2%	約0.8%	約1.1%

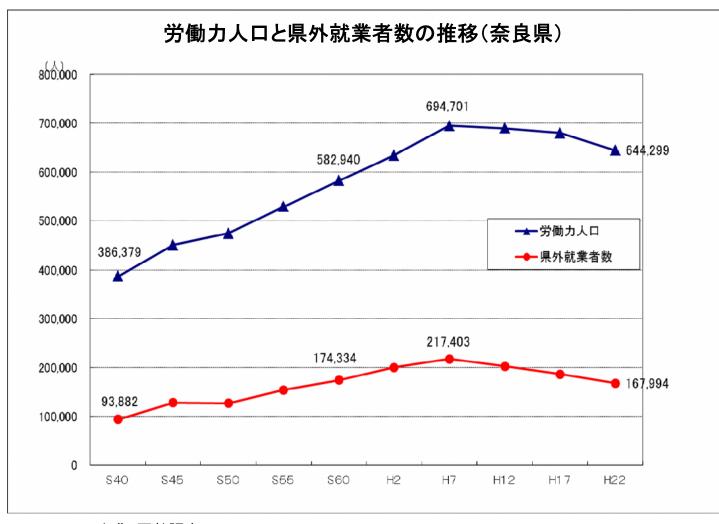
奈良県の人口 -将来推計人口(年齢3区分)-

〇県内人口は、H22年140.1万人からH47年110.4万人に減少すると推計 〇少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少



奈良県の労働力人口と県外就業者数の推移

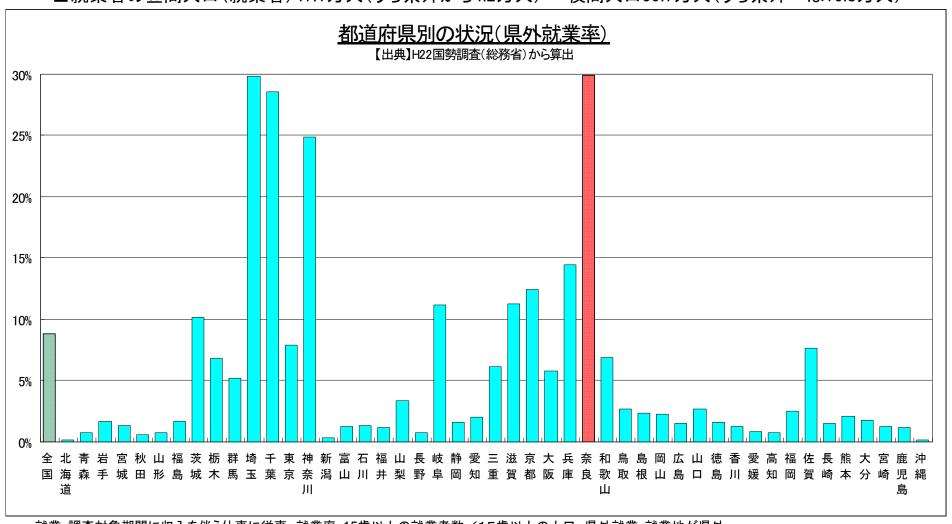
〇労働力人口は、30年間(S40~H7)で30万人増加。同期間の県外就業者は12万人増加。



(3) 産業、雇用状況(県外就業率(都道府県比較)) 1 県勢の状況について

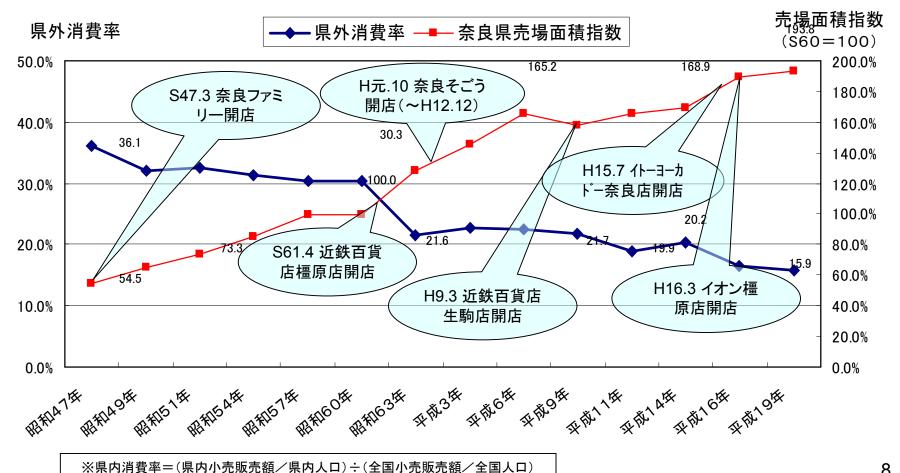
県外就業率 一都道府県比較一

- ○奈良県の県外就業率は29.90%で全国で最も高い。H17より0.6%上昇 2位:埼玉県29.87% 3位:千葉県28.58% 4位:神奈川県24.89%
- ■就業者の昼間人口(就業者)47.1万人(うち県外から4.2万人) 夜間人口59.7万人(うち県外へは16.8万人)



県内消費率の推移

- 〇県内消費率は、昭和47年(64%)、平成19年(84%)。県外消費率16%は全国最上位。
- 〇県外消費額は、約4000億円。
- 〇売場面積指数が増加すると、県内消費率も増加する。

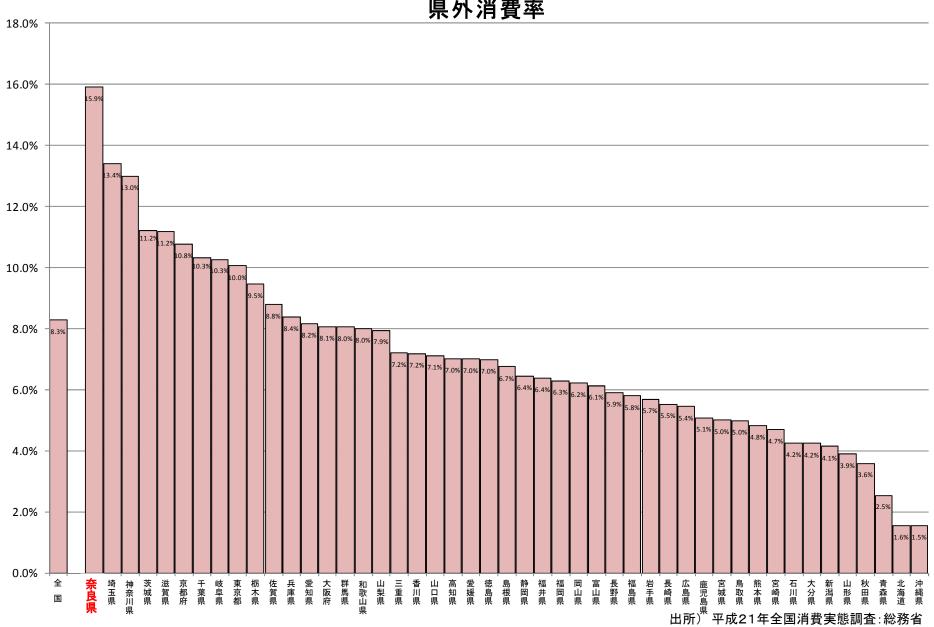


(3) 産業、雇用状況(県外消費率の都道府県比較)

県勢の状況について

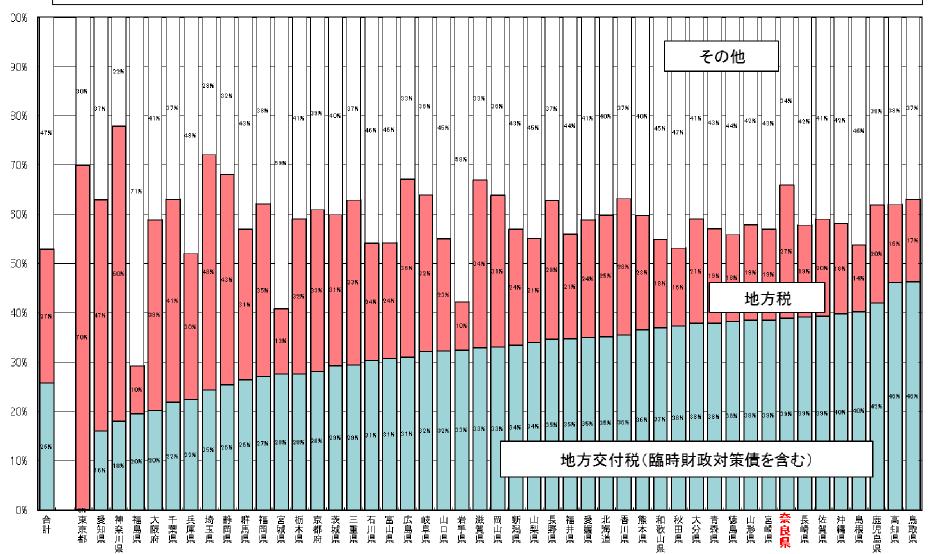
県外消費率の都道府県比較

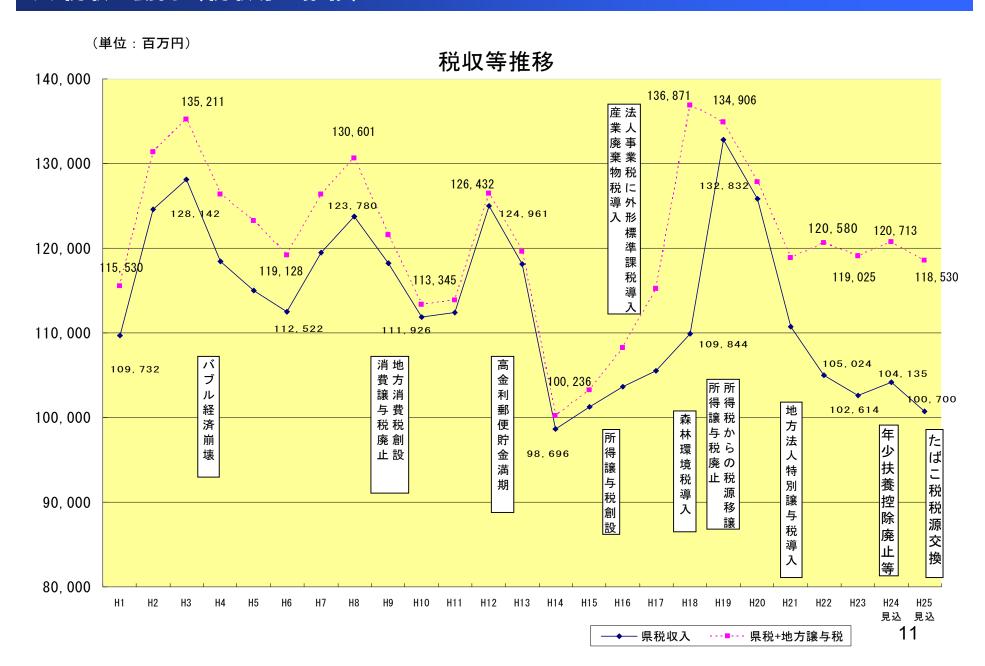




都道府県別 歳入の内訳

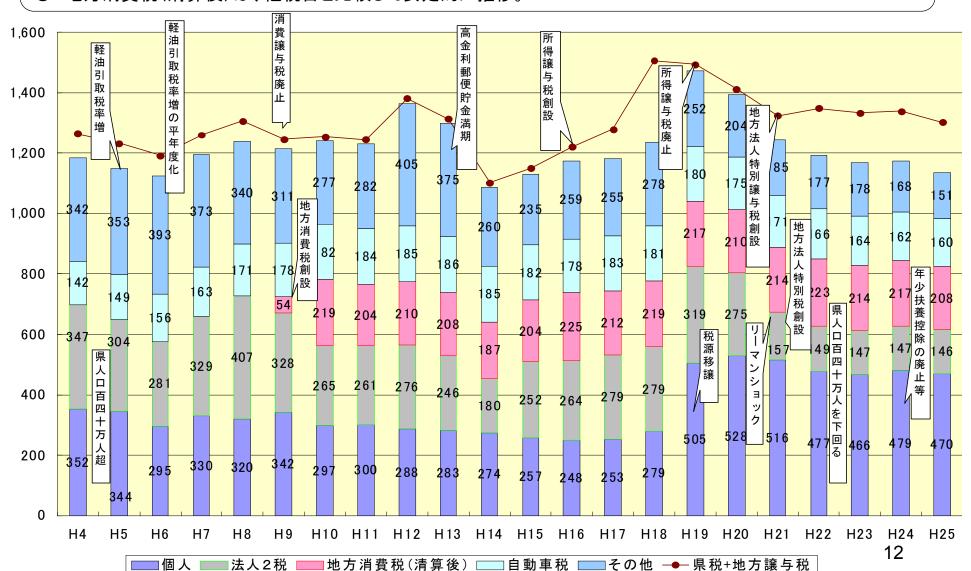
- 〇本県は歳入の約4割を地方交付税に頼っている。
- 〇交付税依存率は全国第8位



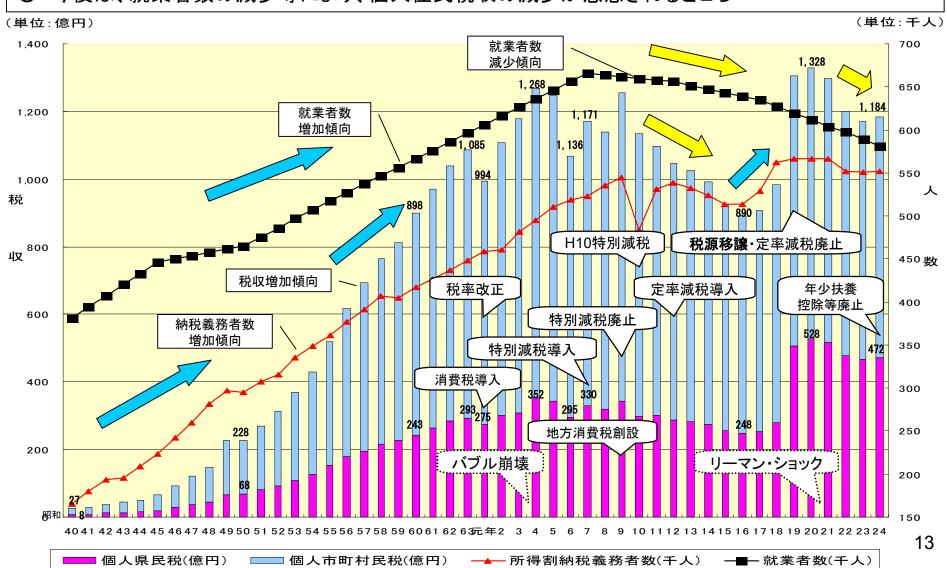


(1) 税収の動向 県税等決算額の推移(地方消費税清算後)

- 2 県税の状況について
- 個人県民税は、県税収入の約40%強を占める最も大きな税源であるが、税収は減少傾向。
- 法人2税は、平成21年度以降、自動車税よりも少ない状況。
- 地方消費税(清算後)は、他税目と比較して安定的に推移。



- 〇 昭和40年度以降、平成5年度頃まで、税収、納税義務者数、就業者数とも、右肩上がりで増加
- 以後、税収は、減税や納税義務者数の減少等の影響により税源移譲(平成19年度)まで減少傾向
- 今後は、就業者数の減少等により、個人住民税収の減少が懸念されるところ



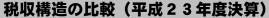
平成元年度~15年度までは、奈良県と全国の税収の伸びはほぼ連動(全国のシェア約0.55%) 16年度以降、全国よりも低い傾向が継続し乖離(全国のシェア約048%) 〇 特に、近年は大法人からの税収が大きく低下 → 全国 170.0% **──** 奈良県 +30億円 → 大手製造業 160.0% +43億円 150.0% +46億円 外 +10億円 140.0% 形標準課税導入 △7億円 △12億円 130.0% △21億円 120.0% △5億円 110.0% 100.0% △5億円 大手銀行 大手銀行 地方法 90.0% +43億円 △59億円 全国税収 全国シェア 80.0% 0.55% 人特別税導 大手銀行 △22億由 70.0% 金融機関における住専不良債権有税償 60.0% 全国シェア 経済の崩 △19億円 0.48% 50.0% 奈良県税収 40.0% △28億円 △15億円 30.0% △7億円 △34億円 △13億円 20.0% 元年 2 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 3 4 5 7 8 9 10 24

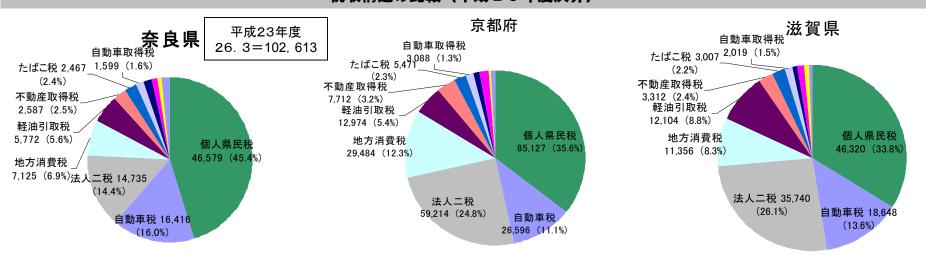
(2) 税収構造 税収構造の比較等

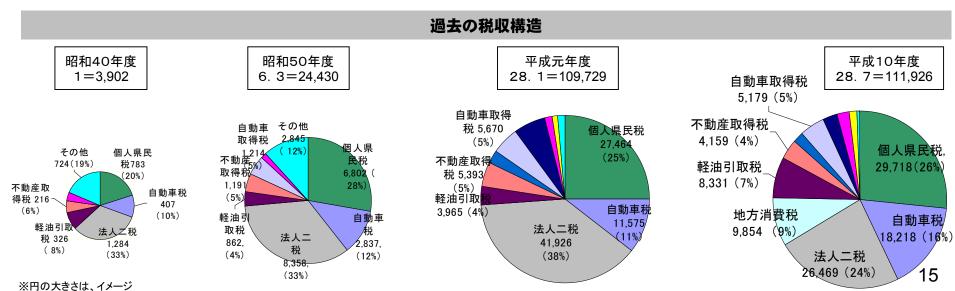
2 県税の状況について

- 個人県民税が全体の4割強を占め、法人2税は自動車税に次ぐ3番目の税収割合
- 昭和40年を基準とすると税収は約30倍まで増加
- 平成元年度(バブル崩壊)頃までは、法人2税が税収のトップを占める

(単位:百万円)

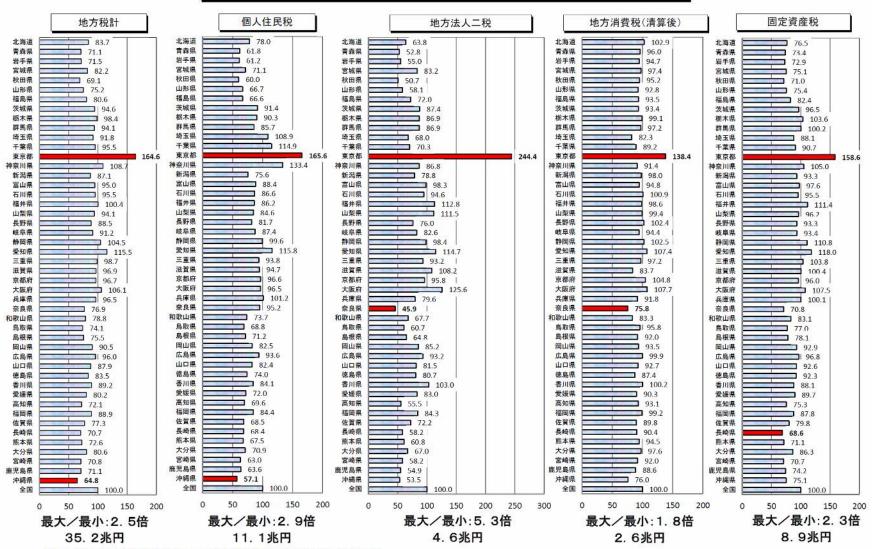






出典:総務省会議資料

人口一人当たりの税収額の指数(平成23年度決算額)



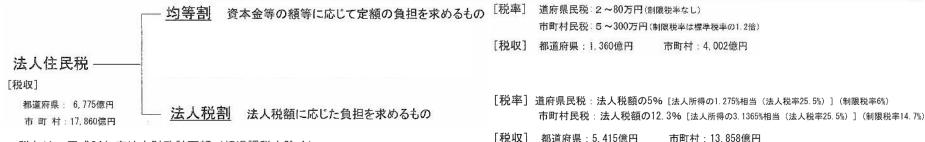
※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

- (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
- (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
- (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
- (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
- (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

出典:総務省会議資料

■ 法人住民税

- 〇 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と 同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



*税収は、平成24年度地方財政計画額(超過課税を除く)

■ 法人事業税 ○ 法人

- 〇 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。 (注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 〇 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設し、偏在性の少ない地方税体系の構築を進める。(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から。)



- (注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については3.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
 - 2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
 - ※ 税率は、平成20年10月1日以降のもの。
 - ※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

出典:総務省会議資料

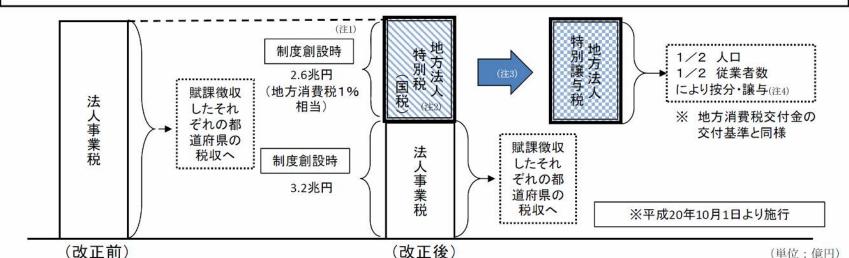
地方法人特別税・譲与税について

地方法人特別税・譲与税(H2O年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」<暫定措置法1条>。



税制の抜本的な改革と併せて抜本的に見直し。

併せて、地方法人課税のあり方を見直し、税源偏在を是正。<税制抜本改革法第7条第5号>



(注)

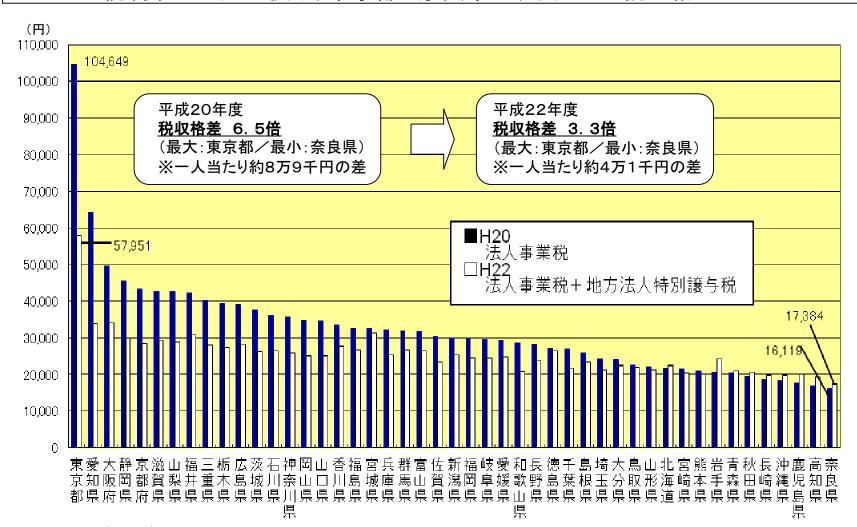
- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法 人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、

制度創設時において、地方消費税 1%分に相 当する法人事業税を、地方消費税交付金の交 付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

, -, -				195	UNA COSCI AMERICANI
		制度創設時の想定	H22実績	H23実績	H24地財
地方	消費税1%相当額	26,000	26, 419	25, 503	26, 466
地方法人	特別税・譲与税の規模	26,000	14, 159	15, 427	16, 564
減収と	たなる団体の影響額	▲3, 986	▲1, 913	▲ 1, 950	▲ 1, 665
l [東京都	▲3, 197	▲1, 572	▲1, 510	▲ 1, 115
>┌	愛知県	▲ 414	▲105	▲121	▲212
	大阪府	▲265	▲ 140	▲ 166	▲220

〇 H2O税制改正で是正後も、東京都と奈良県は、なお3.3倍の格差



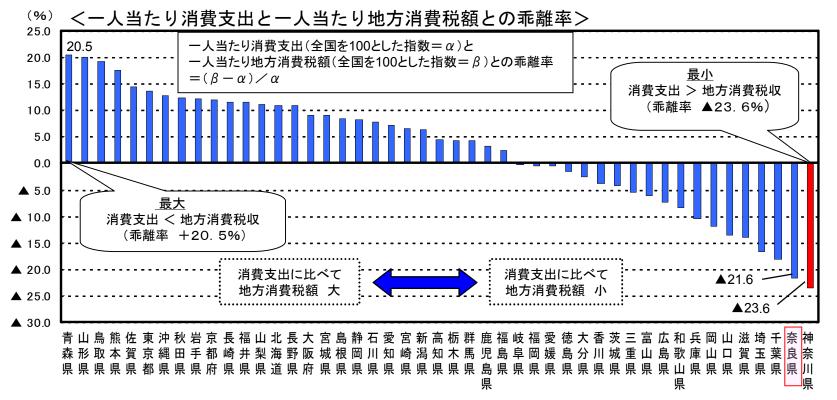
※平成20年度

- ・法人事業税は、「地方税に関する参考計数資料(総務省自治税務局)」の平成20年度決算額
 ※平は22年度
- ・法人事業税は、(社)地方行財政調査会「22年度都道府県税決算見込額調べ」(出納閉鎖日現在)
- ・地方法人特別譲与税は、22年度(5月期、8月期、11月期及び2月期)の譲与額の合計

(1)税源の偏在(格差)是正(地方消費税の清算基準について) 3 税制度のあり方について

- 奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人 当たり地方消費税額は全国最下位レベル
 - →奈良県の県外での購入割合が全国1位(15.9%)であること
 - →現行の清算基準が供給サイドの統計数値であること、が影響

「最終消費地と税の帰属地 の不一致」



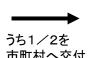
※一人当たり消費額は「平成21年全国消費実態調査」(総務省統計局)及び平成22年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)より算出 ※一人当たり地方消費税額は「地方税に関する参考計数資料」(平成21年度決算ベース)より引用

(1) 税源の偏在(格差)是正(地方消費税の清算基準について) 3 税制度のあり方について

- 現行の清算基準については、最終消費地と税の帰属地を一致させるため見直しが必要
- 引上げ分については、その使途は社会保障の維持・充実に充てることとされており、 可能な限り地方の社会保障経費と税収を一致させることが必要

<現行分>

清算基準	小売年間 販売額	サービス業対 個人事業収入額	人口	従業者数
(割 合)	6/8		1/8	1/8



<現行の市町村への交付基準>

人口	従業者数
1/2	1/2

- ◎都道府県別の最終消費を把握できる消費関連統計の充実が必要
- ◎統計が整備されるまでの間は、消費代替指標として、<u>人口にウエイトを置いた清算基準</u>とすることが必要

く引上げ分>

配分(案)	65歳以上人口	3/4
能力(条)	18歳以下人口	1/4

→ うち1/2を 市町村へ交付

◎ 可能な限り社会保障経費と税収を一致させるため、社会保障経費と連動性が高い<u>高齢者人</u>口等により配分することが必要

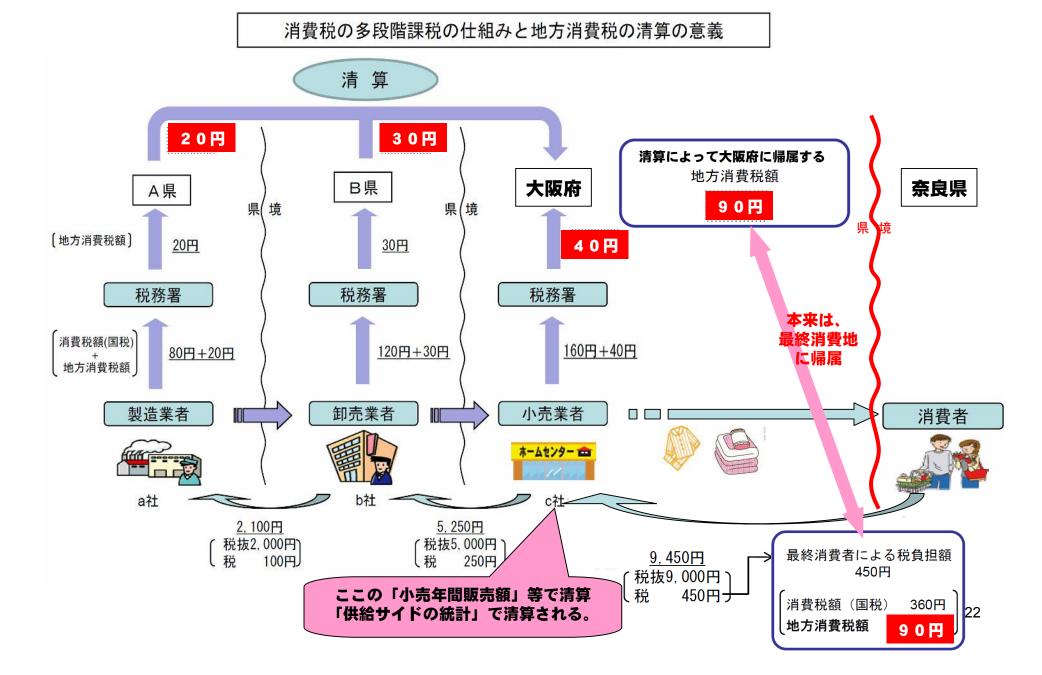
(参考:社会保障関係費の地方負担)

(単位:兆円)

(多方:社会体件例体質の地方質症/					
	国費を係	半う事業	シェア	給付対象	≕八/安\
	国費	地方費	シエア	福刊 对	配分(案)
基礎年金	9. 9	0. 7		主に地方公務員共済年金分	
後期高齢者医療	4. 5	2. 2	29%	75歳以上を対象	05#NLLE
介護	2. 2	2. 1	27%	65歳以上を対象	65歳以上人口 3/4
その他年金(恩給等)	1. 4	0. 0			3/ 4
医療	5. 1	1. 5	19%	主に国保(退職者が中心)	
子ども・子育て	2. 4	1. 9	25%	子ども手当、育児休業給付等 主に18歳以下を対象	1/4
小計(社会保障4分野)	25. 5	8. 4			

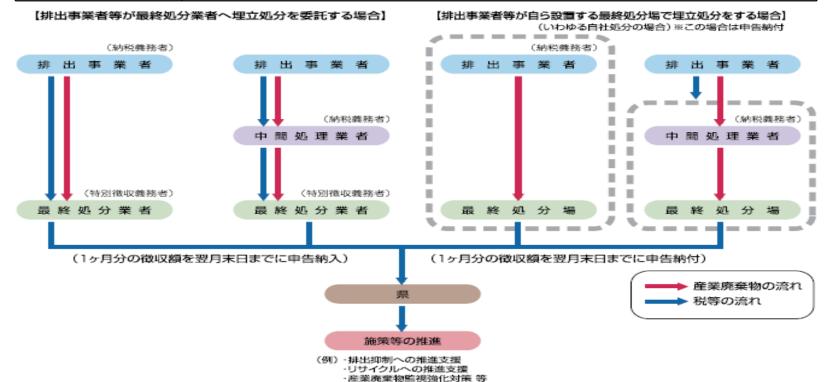
※ 第3回及び第4回地方税財政特別委員会資料を基に作成(平成22年度当初予算ベース)

(1) 税源の偏在(格差)是正(地方消費税の清算基準について) 3 税制度のあり方について



県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税されるもので、排出抑制への推進支援、リサイクルへの推進支援、産業廃棄物監視強化対策等に充てられる法定外目的税

項目	内容
納税義務者	排出業者又は中間処理業者
特別徴収義務者	最終処分業者
税率	最終処分場への産業廃棄物の搬入量1tにつき1,000円
申告と納税	1. 最終処分業者は、排出業者又は中間処理業者から産業廃棄物の埋め立て処分を委託された場合は、産業廃棄物税を徴収し毎月分を翌月末までに申告し納税 2. 排出業者又は中間処理業者がその排出する産業廃棄物の埋め立て処分を自ら行う場合においては、毎月分を翌月末までに申告し納税



◆平成25年度を目途に検討を加える旨、条例に規定

〇奈良県産業廃棄物税条例(平成15年奈良県条例第43号) 附則

1~5 略 (検討)

6 知事は、平成二十五年度を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●制定•改正状況

- •平成15年3月28日公布
- ・平成16年4月1日施行(条例施行後5年後に検討を加える旨規定)
- ·平成21年4月1日改正条 例施行

(奈良県法定外税懇話会より現行制度での課税を継続する答申がなされことを受け、平成21年2月議会において、制度の継続及び平成25年度を目途に検討を加える旨条例改正)

● エロッ 注水ル水 かんり サババル		
施行年月日	府県市名(28自治体)	
H14.4.1	三重県	
H15.4.1	広島県、鳥取県、岡山県	
H15.10.1	北九州市	
H16.1.1	青森県、岩手県、秋田県、滋賀県	
H16.4.1	新潟県、奈良県、山口県	
H17.4.1	宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	
H18.4.1	福島県、愛知県、沖縄県	
H18.10.1	北海道、山形県	
H19.4.1	愛媛県	

■全国の産業廃棄物税の導入状況

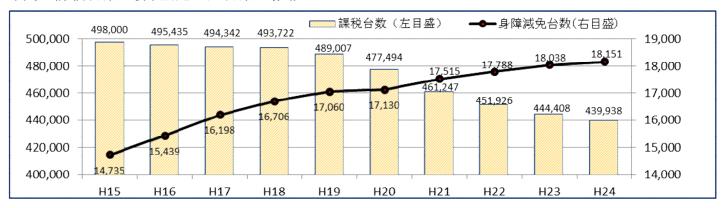


(2) 本県の自主的な税制 イ 減免・課税免除の適用(自動車2税の身体障害者等減免) 3 税制度のあり方について

- ・従来は国通知で制度規定
- 「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について(昭和45年3月31日自治府 第31号)」
- ・地方分権化に伴い、平成12年4月に同通知は廃止されたが、身体障害等に対しては<u>同通知の取扱いを考慮して適宜免除又</u>は軽減することが適当とされた
- ・地方税法では「特別の事情がある場合において、条例で定めるところにおいて減免することができる」と規定(自動車税:162条、取得税:128条)
- 〇県税条例(自動車税:63条、自動車取得税:50条)により、下記の3ケースについて申請により減免
- ○具体的な事務については通達により規定、現行では障害等級が基準を満たせば、全額減免

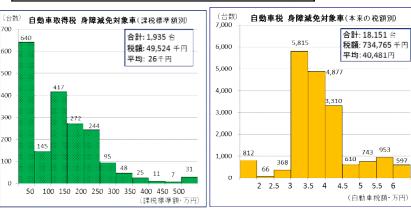
事例	所有者	使用者	使用目的
1	身体障害者	専ら当該障害者	
2	身体·精神障害者	生計同一者	専ら障害者の通学、通院、通所、生業
3	身体・精神障害者のみで 構成される世帯の障害者	常時介護者	専ら障害者の通学、通院、通所、生業

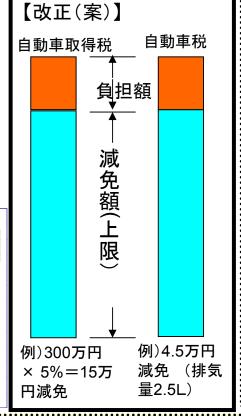
○10年間の課税台数・身障減免適用台数の推移



・課税台数が年々減少する一方で、身体障害者等に係る減免適用台数は増加

- ◆ 身体障害者等の取得・使用する自動車について、<u>自動車取得税及び自動車税の減</u> 免制度を見直し 全額減免 → 一部負担へ(上限設定)
- ◆ 奈良県税制調査会において、課税の公平性の観点等から、減免の必要性及びその 範囲等について検討を行い、その結果をもとに必要な措置を講じる





【全国の上限設定の状況)】

25都府県で実施ずみ

<自動車取得税> (課税標準額ベース)

220万円	兵庫県
250万円	大阪府など11府県
270万円	和歌山県
300万円	東京都など12府県
/白動市部>	(投牌 () 二)

<自動車税>

(税額ベース)

39,500円	大阪府、兵庫県、 和歌山県(計3府県)
45,000円	東京都など22府県
(備考)	排気量2L又は2.5L

(その他、実施予定の府県あり)

□ 減免対象となる障害の程度(等級)を拡大するなど、障害者福祉の充実も併せて検討

法定外税のみを検討対象としていた既存の「法定外税懇話会」を、課税自主権の活用について幅広に検討を行う「税制調査会」に一新し、次の通り機能の拡充を図る。

- ◆ 奈良県の政策目標実現に向けた課税自主権の活用について検討・提言
- ◆ 経済社会の構造変化に対応した地方税制度について研究・提言

法定外税懇話会

〇委員

法定外税に係る分野 から学識経験者7人 以内

○検討テーマ

・法定外税の導入に 関する事項

◎過去の検討事項

- ◆奈良県産業廃棄物税条例 の制定(平成14年度)
- ◆奈良県産業廃棄物税条例の 検討(平成20年度)
- ◆奈良県森林環境税条例の 制定(平成15年度~16年度)
- ◆奈良県森林環境税条例の 延長の検討(平成22年度)

(仮称) 奈良県税制調査会

〇委員

幅広い分野から学識経験者7人以内

必要に応じ、業界ヒアリングなどを実施

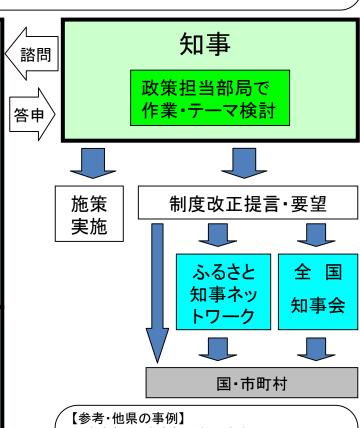
○検討テーマ

- ・政策目標の実現のための課税自 主権の活用に関すること。
- ・地方税制度の改善に関すること。
- ・その他奈良県の税制に関すること。

◎検討事項

新

- ◆政策実現のための税優遇制度のあ り方を検討
 - ・ 障害者の自動車税・自動車取 得税の減免額見直し(上限設定)
 - ・その他税目の税軽減制度について
- ◆法定外税に係る検討(産業廃棄物 税条例延長等)
- ◆ふるさと知事税制提案に対する意 見の具申



◆東京都 :東京都税制調査会

◆神奈川県:神奈川県地方税制等研究会

◆新潟県 :新潟県税制調査会

◆静岡県 : 静岡県地方税制等研究会 ◆愛知県 : 地方税制に関する研究会

◆長野県 :長野県地方税制研究会

◆岡山県 :岡山県税制懇話会

27

- 奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)
- 第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項 及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。
- 第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行 機関が定める。
- 別表(第一条関係) ※改正関係部分の抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県税制調査会	税制に関する重要事項についての調査審議 及び建議に関する事務

奈良県税制調査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県税制調査会(以下「調査会」という。)の 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第二条 調査会は、委員七人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。 (任期)
- 第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (座長)
- 第四条 調査会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第五条 調査会の会議は、座長が招集する。
- 2 調査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わる権利を有しない。 (部会)
- 第六条 調査会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。
- 4 部会に部会長を置き、座長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を調査会に報告する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「座長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。 (委員以外の者の出席)
- 第七条 座長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第八条 調査会の庶務は、総務部税務課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営について必要な事項は、座長が定める。

RH HII

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (任期の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。